

新潟市公金の管理及び運用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市の公金の管理及び運用をするため必要な事項を定めるものとする。

(基本的遵守事項)

第2条 公金の管理及び運用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公金は市民から市が預かっているものであるとの認識のもと、市民の不利益となるような管理及び運用は行わないこと。
- (2) 職務の立場を利用したと疑われるような行為は、私人としての行為であっても行わないこと。
- (3) 金融機関からの要請による支援預託は、安易に行わないこと。
- (4) 金融機関の経営状況に関する情報の収集を怠らないこと。

(公金の種類)

第3条 この基準における公金とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金という。

(公金の管理運用計画の策定)

第4条 公金の管理運用にあたっては、年度当初に当該年度の運用計画を策定する。

(歳計現金の管理及び運用)

第5条 歳計現金は、原則として指定金融機関の決済用普通預金に保管する。

- 2 歳計現金の収支は、各課長等が作成する収入及び支出の計画（以下「収支計画」という。）により把握する。
- 3 歳計現金に余裕が見込まれる場合は、所要額を支払い準備金として決済用普通預金に保管し、余裕資金は預金又は債券による有利な運用を行う。
- 4 前項の運用にかかる金額、期間及び運用商品については、その都度決定する。

(歳入歳出外現金の管理及び運用)

第6条 歳入歳出外現金の管理及び運用は、歳計現金の例による。

（基金の管理及び運用）

第7条 基金は、原則として指定金融機関の決済用普通預金に保管する。

2 基金は、その目的に応じ確実かつ効率的な運用を図るため、預金又は債券による運用を行う。

3 前項の運用にかかる金額、期間及び運用商品については、中長期的な財政見通し及び歳計現金の収支計画を基にその都度決定する。

4 基金は、歳計現金に不足が生じる場合は、歳計現金に繰り替えることができる。

（運用先金融機関等）

第8条 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金の預金は市内に本店又は支店を有する金融機関（以下「市内金融機関」という。）に対し行うものとし、債券の取得又は売戻し条件付売買取引の相手方は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び本市の市場公募地方債引受シンジケート団に選定されている金融機関とする。

2 預金は、次に掲げる要件を満たす市内金融機関に対し行うものとする。

（1）公金の収納等市の公金取扱事務に寄与していること。

（2）自己資本比率は、国際統一基準を採用する金融機関にあつては8%以上、国内基準を採用する金融機関にあつては6%（農協系金融機関にあつては8%）以上であること。

（3）経常利益が3期連続赤字でないこと。

（4）不良債権比率が15%を超えていないこと。

（5）預金保険法（昭和46年法律第34号）に定める保険事故が生じた場合に市が相殺できる借入金債務があること。

3 運用期間中に前項の要件を満たさなくなった場合は、直ちに預金を解約し、元金の保全を図るものとする。ただし、次項の規定を適用したならば、預金をすることができることとなる市内金融機関である場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定に関わらず、同項第1号から第4号までの規定に適合する市内金融機関で、会計管理者が別に定める要件に適合すると認めるものは、同項第5号の規定に適合しないものであっても、預金をすることができる。

(一時借入金の管理)

第9条 一時借入金は、歳計現金として管理する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(新潟市公金管理及び運用基準の運用要綱の廃止)

- 2 新潟市公金管理及び運用基準の運用要綱（平成25年4月18日制定）は、廃止する。

附 則

この基準は、令和4年3月1日から施行する。